

7. 一時的ペースメーカーの操作及び管理(1)(2)

【特定行為の概要】

医師の指示の下、手順書により、身体所見(血圧、自脈とペーシングとの調和、動悸の有無、めまい、呼吸困難感等)及び検査結果(心電図モニター所見等)等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、ペースメーカーの操作及び管理を行う

【当該手順書に係る特定行為の対象となる患者】

- 一時的ペースメーカーを挿入している患者



【看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲】

□ペーシング不全もしくはセンシング不全が出現しており、以下のいずれにもあてはまる場合

- ・意識消失やめまい感、胸痛や呼吸困難がない
- ・バイタルサインが安定している
- ・心房細動や心房粗動、上室性頻拍、心室頻拍などの一過性の頻拍性不整脈の出現中ではない
- ・Long Pauseの出現がない

病状の範囲外

不安定
緊急性あり

担当医師に直接連絡

病状の範囲内



安定
緊急性なし

【診療の補助の内容】

- 一時的ペースメーカーの操作及び管理

- ・心電図モニタが装着され、十分なモニタリングと対応ができる環境下で行う
- ・モード、output、senseを患者の状態に合わせた設定にする
- ・設定変更後、患者の循環状態の評価を行う



【特定行為を行うときに確認すべき事項】

- モニタ心電図波形(Spike波、自己心拍波形、新たな不整脈の出現)
- 意識レベルの変化
- バイタルサインの変化
- 自覚症状の変化(動悸や筋攣縮の出現の有無)
- モニタ、12誘導心電図記録(操作終了時)

<確認事項>
異常・緊急性あり

担当医師に直接連絡



【医療の安全を確保するために医師又は歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制】

- 担当医師に直接連絡する



【特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法】

- 担当医師に直接連絡する
- 特定行為の実施を診療録に記載する